



●日本中央の碑(青森県東北町千曳)

・二つの壺碑については今から67年前(1949.6.21川村種吉)日本中央の碑が発見されことにより大きな進展がありました。

・壺碑の歌の中に「**いしぶみやつかるのをちにありときくえぞ世の中を思ひはなれぬ**」(清輔。十二世紀中頃の歌人。藤原顕昭の兄。『清輔朝臣集』および『夫木和歌抄』所載)とあり**つかる(津軽)のをち(遠地)**とある。

・これに対し多賀城碑は創建者である恵美朝葛が逆賊となって失脚し800年間(764～1558～70)地上から姿を消したことが確認されており「日本中央の碑」こそ歌われた「壺の石碑」と考えられる。なお裏面は削りとられた跡があり判読できない。

・古田武彦氏によれば縄文期の日本海をめぐる大航海時代があり、日本書紀の肅慎国の記述などから黒竜江流域と大交流していたのは古代アイヌ族で、弥生以前「日本」の中央は蝦夷国だったという。これにより「日本中央の碑」は多元史観を証明する貴重な資料だといわれる。

●多賀城碑(宮城県多賀城市)

・碑文には方向のない里程が書かれている。碑の上部の西をすべては「西」の国界までと考え、起点は京からの距離とすると蝦夷国内に多賀城はあることとなる。さらに東北の諸城柵図(宮城県文化財保護協会発行)をみると古代の城柵もすべて蝦夷国内にあったことになる。すなわち蝦夷国界を去る百二十里である。

・さらに古田武彦氏によれば多賀城碑の書式は漢書西域伝を踏襲しており「集字」こそ真作の証明であるという。多賀城碑文は東アジアの古代を反映する碑文といえるという。

●多胡碑(群馬県高崎市吉井町)

・今から約千三百年前の和同4(西暦711)年、現在の群馬県高崎市吉井町を中心に「多胡郡」が新たに設置されたことを記したもので、『続日本紀』にそれと合致する記述があることから、正史の記事を裏付ける重要な資料とされている。

・『**続日本紀**』和同四(711)年三月六日 上野国甘良郡の織裳・韓級・矢田・大家、緑野郡の武美・片岡郡の山等の六郷を割いて、別に多胡郡を置く

・「羊大夫伝説」がある。都へ日参していたが超人ぶりを恐れ疑われ都軍に攻められた。戦い破れ金の蝶となって雨曳山へ。

・土地の人は多胡碑を「ひつじさま」と呼び羊太夫の墓だと信じ祀っている。関東にも王朝(多元史観)があったことを想像させる。

●那須国造碑(栃木県大田原市)

「那須国造追大壹 那須直韋提評督 被賜」の解釈は、那須国造・追大壹を旧称とする従來說 ついだいいち と、評督を旧称とする古田説があります。

通説では「那須国造で追大壹の那須直韋提は、評督を賜はれり」と読み下されます。

一方、古田説では「那須国造・追大壹を、那須直・韋提 評督(は)賜る」と読み下します。

私は、古田説が正しいと思います。というのも、追大壹は、天武十四年(685年)に制定された新しい冠位四十八階の冠位制度によるものですから、その制定4年後の永昌元年(689年)に追大壹の冠位が与えられたとすれば、新たな冠位を賜る時期として適当です。できたばかりの冠位制度に従って新たな冠位を賜ったこととなります。

一方、「評」は、法隆寺旧蔵金剛観音菩薩像の銘文に「辛亥年(651年)笠評」があり、評制及び評督の官職は7世紀半ばには存在したと考えられます。したがって、古い官職に新しい官職と冠位が与えられたことになり、評督であった韋提が国造・追大壹を永昌元年に賜る流れが自然であり、よく理解できます

・『旧唐書』にいう。

「或は曰(い)ふ。倭国、自ら其の名の雅ならざるを惡み、改めて日本と為す」(日本伝)

『旧唐書』にいう「倭国」とは、九州王朝のことである。倭国伝の冒頭に、「倭国は、古の倭奴国なり



【多賀城碑 銘文】

里程記載部分のみ抜粋

去 京一千五百里

去 蝦夷国界一百廿里

去 常陸国界四百十二里銘文】

去 下野国界二百七十四里

去 靺鞨国界三千里

【多胡碑 銘文】

弁官符上野国片岡郡緑野郡甘良郡并三郡内三百戸郡成給羊成多胡郡和同四年三月九日甲寅宣左中弁正五位下多治比真人太政官二品穂積親王左大臣正二位石上尊右大臣正二位藤原尊

【那須国造碑 銘文】

永昌元年己丑四月飛鳥浄御原大宮那須国造 追大壹那須直韋提評督被賜歳次庚子年正月 二壬子日辰節珍故意斯麻呂等立碑銘偈云 尔 仰惟頑公廣氏尊胤国家棟梁一世之中重被貳 照一命之期連見再甦碎骨飛髓豈報前恩是以 曾子之家无有嬌子仲尼之門无有罵者行孝之 子不改其語銘夏无心澄神照乾六月童子意香 助坤作徒之大合言喻字故無翼長飛无根更固